

令和7年度 寒河江市販路拡大支援事業補助金(概要版)

1 事業概要

寒河江市内の中小企業等が、海外の見本市等に出展し、自社製品の販路拡大や新規需要の獲得を図るために実施する事業を支援することを目的として、補助金を交付するもの。

2 補助対象者

市内に本社又は生産拠点を有する中小企業・小規模企業者等で、以下の要件を満たす事業者

- 市税の滞納がないこと
- 性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと
- 寒河江市暴力団排除条例に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと

3 補助対象事業・補助率・補助金額・補助対象経費

1) 国内において開催される見本市等に出展する事業

(対象事業) 国内において開催される見本市等に出展する事業

補助金額	上限 10 万円
補助率	2 分の 1
対象経費	出展料、小間料、輸送費及び小間装飾に要する経費
対象外	<ul style="list-style-type: none">複数年度にわたり開催されるもの1 回あたりの出展料が 10 万円未満のもの

2) 海外において開催される見本市等に出展する事業

(対象事業) 海外において開催される見本市等に出展する事業

補助金額	上限 20 万円
補助率	2 分の 1
対象経費	出展料、小間料、小間装飾に要する経費、交通費、宿泊費及び輸送費

4 その他

- (注意点) 国内・海外ともに、同一の見本市等に連続して出展する場合の補助回数は、3回が限度とする。
農産物等の消費者を対象とする商品等の販売のみを目的としたものは交付対象外とする。
- (補足) 見本市等とは、見本市、展示会、商談会、物産展等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行うものを指す。

◆本補助金に関するお問い合わせ先

寒河江市商工推進課 商工労政係 《電話》0237-85-1492 《メール》scis@city.sagae.yamagata.jp